

第6章 屋外催しに係る防火管理

【解説】

平成25年8月15日に福知山市の花火大会において、河川敷に出店していた露店の関係者が外気温及び発電機の排気によって高温になったガソリンの携行缶を開栓したことにより、ガソリンが噴出して周囲に飛散し、露店の火気器具から着火して火災に至り、死者3名、負傷者56名が発生する被害が出た。そのことを踏まえて、火災予防条例（例）の一部改正等について通知が発出されたことを受け、規定の整備を行ったものである。

（指定催しの指定）

第42条 消防署長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防署長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防署長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

【予防規程】

（指定催しの指定）

第20条の2 署長は、条例第42条第2項に規定する主催する者の意見を聴く場合は、主催者の責任、役割及び防火管理の制度の趣旨について、十分説明し、催しを主催する者に対し理解を得るよう努めるものとする。

2 署長は、条例第42条第3項に規定する指定催しを主催する者に通知するときは、指定催しの指定通知書（様式第8号の2）により通知するものとする。

（告示）

○ 奈良県広域消防組合火災予防条例第42条第1項の規定において多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定めることとした要件に関する告示

平成26年4月1日消防長告示第11号

奈良県広域消防組合火災予防条例（平成26年条例第51号）第42条第1項の規定に基づき、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして定める要件を次の（1）及び（2）に該当するものとする。

（1）大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであること。

（2）主催する者が出店を認める露店等（火気器具を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するものをいう。）の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

【解釈及び運用】

本条は、祭礼、縁日、花火大会等の屋外での大規模な催しについては、会場に多数の者が集合して混雑が生じることにより、火災発生時の消火及び避難が困難になり、重大な被害を招くおそれがあることから、関係者の役割及び責任を明確化し、防火管理体制の確保を義務付けるものである。

1 第1項

(1) 人の生命又は財産に対して特に重大な危害を及ぼすおそれ

「人の生命又は財産に対して特に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるもの」とは多数の露店等が出店し、その周囲において雑踏が発生することにより、火災が発生した場合に容易に避難ができないこと、初期消火を実施しなければ延焼による被害拡大のおそれが大きいこと、消防隊の進入が困難であるため、初期消火が不可欠であること等の状況を踏まえ、総合的に判断する。したがって、露店等の周囲において雑踏が発生しないこと、火災危険が著しく低いこと等が明らかである場合は該当しない。

(2) 指定催しの要件

ア 露店等の数

まず、露店等とは露店、屋台その他これらに類するものと定義されており、物品等を提供し又は販売しているものを広く指すものである。また、露店等の数は、屋外に開設されるものを算定することとし、対象火気器具等の使用の有無は問わない。

なお、複数の者が実質的に共同して実施する屋外催しについては、露店等の数は合算して判断することとなる。

2 第2項

指定催しを指定するために必要な事実確認を行うため、「当該催しを主催する者（主催者）」に対して意見を聴取するものである。

その際には、主催者の責任、役割及び指定催しに係る防火管理制度について指導する必要がある。

3 第3項

指定催しに指定をしたときは、その旨を当該指定催しを主催する者に対して書面をもって通知するとともに、公示することにより、住民及び当該催しの関係者に対して知らせるものである。